令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節. 生物多様性の確保

- 1. 野生動植物の保護対策
 - (3) 希少野生動植物の保護対策

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承しています。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」を5種指定しています。

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境のモニタリング及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、保護対策 協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。(資料編参照)

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516